

津中央局

料金後納
郵便

ゆうメール

差出人
一般社団法人
三重県トラック協会
〒514-8515
三重県津市栄町1丁目941
TEL 059-227-6767

物流革新2026

持続可能な物流を、
共に実現するために。

今、対応する企業だけが物流を確保できる時代へ!

法改正への理解と対応が、未来を守ります。

2030年問題は、単なるドライバー不足の問題ではありません。

法改正により荷主企業には「適正な運賃」「適正な取引」「荷待ち時間の削減」など、
従来以上に具体的な対応が求められています。

日時 令和8年 **10月29日(木)** 13:30~16:30

会場 **三重県総合文化センター**
男女共同参画棟1階 フレンテみえ 多目的ホール
津市一身田上津部田1234番地

定員 **300名** 参加費 **無料**

プログラム

13:30 開始 挨拶
13:40 説明会 16:30 終了予定

第1部

物流革新に向けた取組の動向
—改正物流法とトラック適正化二法—

中部運輸局三重運輸支局

第2部

物流労務コンプライアンスの確保に
向け知っておきたいルールについて

三重労働局労働基準部監督課

第3部

下請法は取適法へ
—取適法の概要と違反事例—

公正取引委員会事務局中部事務所 第二取引適正化調査課

こんなお悩み・課題はありませんか？

- ☒ 改正された法令の内容や自社への影響がよく分からない
- ☒ 運送会社からの協力要請にどう対応すべきか迷っている
- ☒ 荷待ち・荷役時間の長さを改善したい
- ☒ 将来、運送会社の確保が難しくなるのではと不安
- ☒ 行政からの指導や勧告のリスクを回避したい

荷主企業が直面するリスク

Risk
1

運送事業許可の
更新制度導入により
運送会社の確保が
ますます困難に

Risk
3

荷待ち・
長時間荷役の
改善を求められる

Risk
2

納期遅延や
取引停止による
企業イメージの低下
につながるおそれ

Risk
4

行政からの指導・
勧告の対象となる
可能性

参加お申込み

QRコードまたは裏面FAXで

10月15日(木)

までにお申し込み下さい

お申し込み
QRコード



お問い合わせ

一般社団法人 **三重県トラック協会**

〒514-8515 津市栄町1丁目941

TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

お願い

トラック輸送を
ご利用いただく側の企業様は、
お取引のある運送事業者様にも
お声かけ下さい。

お願い

トラック事業者様は、
荷主企業様(発荷主様・着荷主様)
をお誘いになり、ご一緒に参加
いただけますと幸いです。

荷主企業に求められること

適正な
運賃・料金の設定と
価格交渉への
誠実な対応

荷待ち・荷役
時間の削減に向けた
取り組みの
推進

無理な
運行指示や過積載の
依頼の禁止

契約内容の
明確化と遵守

法令遵守の
意識向上と
従業員教育の
実施

トラック・物流Gメンによる荷主等への是正指導

貨物自動車運送事業法付則第1条の2に基づき、
荷主等への働きかけ等を実施

違反原因行為を
荷主がしている
疑いがあると
認められる場合

荷主が
違反原因行為を
していることを
疑う相当な
理由がある場合

要請してもなお
改善されない
場合

働きかけ

要請

勧告・公表

※荷主の行為が独占禁止法違反の疑いがある場合は、公正取引委員会へ通知

改正物流法＝物流効率化法

2025年4月に、物流の持続的な成長を図ることを目的として「改正物流法」が施行されました。この改正によりすべての荷主・物流事業者は、物流効率化のために取り組むべき措置の努力義務が課せられたほか、一定規模以上の特定事業者に対しては中長期計画の策定や定期報告等が義務付けられました。

取適法＝中小受託取引適正化法

適用対象となる事業者と取引範囲が拡大され、従業員数の基準と運送業務を他の事業者に委託する取引が追加された事で、多くの運送取引が対象に含まれる事となりました。荷主様と運送事業者間の取引ルール上の義務と禁止行為が示された取引の適正化と価格転嫁を図る改正です。

今後は、違反行為に対する各省庁の対応体制が強化されることにより、厳しくチェックされる可能性があり、違反行為が発覚すれば、勧告や指導の対象となるほか、勧告を受けた場合は社名や違反事実の概要といった内容の公表や義務違反等に対する刑事罰など、社会的に大きなダメージを被ることになります。

特に発注側である委託事業者は、これまで以上に法律の趣旨を理解し、遵守する必要があります。

自動車運転者の労働時間等の改善のための基準

ドライバーの長時間にわたる運行は、雇用する運送事業者だけでなく、運行を依頼した荷主も責任が問われます。改善基準告示に違反する長時間の運行を荷主が助長していると判断されると、行政から荷主に対する勧告や社名の公表が行われる事があります。

運送事業の許可更新制度

運送事業の許可更新制度の導入により
取引運送事業者が更新できなくなる可能性があります。

※運送事業の許可更新制度とは、トラック運送事業などの営業許可に有効期限(原則5年)を設け、一定期間ごとに安全・法令遵守・労務管理などの基準を満たしているかを国が審査し、基準を満たさない事業者は更新拒否や条件付き更新などの対象とする仕組みです。

お申し込み 方法

QRコードでのお申し込みは

右記QRコードを読み取ってください



FAXでのお申し込みは、下記申込書にご記入の上お送りください。

FAX 059-225-2095

申込者様

同行の会社 (いる場合)

貴社名

会社名

申込人数

名

申込人数

名

TEL

TEL

FAX

FAX

令和8年10月29日(木)13:30～ 三重県総合文化センター多目的ホールにて

※10月15日(木)までにお申し込み下さい。